

議第 8 2 号

飛驒農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 9 条の規定による飛驒農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、別紙のとおり協議することについて同法第 2 9 0 条の規定により議決を求める。

令和元年 9 月 3 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

飛驒農業共済事務組合の解散に伴い財産を処分しようとする。

別紙

飛驒農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、飛驒農業共済事務組合の解散に伴う財産について次のとおり定める。

飛驒農業共済事務組合を解散することに伴い、同組合の財産をすべて岐阜県農業共済組合へ帰属させるものとする。

記

帰属財産目録

項目	数量・面積等	地番等
有形固定資産：土地	3,488.26 m ²	高山市下岡本町 2114 番地 1 他 10 筆
有形固定資産：事務所	462.90 m ²	高山市下岡本町 2115 番地
有形固定資産：車庫	170.73 m ²	高山市下岡本町 2116 番地 1
有形固定資産：倉庫	93.33 m ²	高山市下岡本町 2114 番地 1
有形固定資産：宿舍	132.49 m ²	高山市下岡本町 2126 番地
有形固定資産：宿舍車庫	38.60 m ²	高山市下岡本町 2126 番地
有形固定資産：実測センター	100.75 m ²	高山市下岡本町 2125 番地
有形固定資産：掲示板	1 台	
有形固定資産：事務所前舗装路面	430.00 m ²	
有形固定資産：事務所裏舗装路面	845.00 m ²	
有形固定資産：1.5 t トラック	1 台	
有形固定資産：ミニホイールローダ	1 台	
有形固定資産：水稻収量計算機	3 台	
有形固定資産：畜舎消毒機	2 台	
有形固定資産：総合調整選別機	1 台	
有形固定資産：風速計	1 台	
有形固定資産：放送設備	一式	
有形固定資産：プロジェクター	1 台	
有形固定資産：顕微鏡	1 台	

有形固定資産：除角機	1 台	
無形固定資産：電話加入権	195,082 円	
拠出金：農林漁業信用基金	5,148,225 円	
所有するその他事務物品	一式	